

平成29年度 第1回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 平成29年4月7日(金)午後1時~午後1時50分
2. 場 所 : 会津若松市生涯学習センター 3階研修室3
3. 議 事 : 報 告

- 1 国民健康保険の状況報告について
2 国民健康保険の各種計画の策定について

4. 委員会出席者
(敬称略)
- | | | | |
|-----|-----|----|---------------|
| 会 長 | 田中 | 政巳 | (議長) |
| 副会長 | 谷津 | 卓 | |
| 委 員 | 安藤 | 暢昭 | (議事録署名人) |
| 委 員 | 白川 | 勝義 | |
| 委 員 | 中丸 | 茂由 | |
| 委 員 | 山口 | 壽 | |
| 委 員 | 渡部 | 暢子 | |
| 委 員 | 加藤 | 道義 | |
| 委 員 | 長谷川 | 壮八 | |
| 委 員 | 石田 | 俊夫 | |
| 委 員 | 筒井 | 章 | |
| 委 員 | 野中 | 聡美 | |
| 委 員 | 黒田 | 裕子 | |
| 委 員 | 三橋 | 明伸 | (議事録署名人) |
| 委 員 | 船岡 | 三男 | |
| 委 員 | 吉田 | 博文 | |
| 委 員 | 平林 | 俊夫 | (以上17名中17名出席) |
5. 事務局出席者
- | | | |
|------------|-----|-----|
| 健康福祉部長 | 岩澤 | 俊典 |
| 健康健康部企画副参事 | 藤森 | 佐智子 |
| 国保年金課長 | 山口 | 恵 |
| 国保年金課主幹 | 長谷川 | 孝洋 |
| 健康増進課主幹 | 鶴川 | 利恵子 |
| 国保年金課副主幹 | 畑 | 伸裕 |
| 国保年金課副主幹 | 齋藤 | 修二 |
| 国保年金課副主幹 | 渡部 | さおり |

＜議 事＞

会長 議事に入る。出席委員は17名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が、成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会長 安藤暢昭委員、三橋明伸委員を指名する。それでは、報告案件「国民健康保険の状況報告」について事務局よりご説明をお願いします。

事務局 国民健康保険の状況について説明する。

まず、国民健康保険の改革による制度の安定化について、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日に成立したことを受け、現在市町村が運営している国民健康保険を平成30年度からは都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国保運営の中心的な役割を担い、制度を安定化することとなる。この中で、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保険事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担っていく。現在市町村ごとに国保運営をしているが、改革後は、県と市町村とが一体となり運営していくことになる。財政運営の責任主体を県が担うため、市町村から県に国保事業納付金を納付し、それらと国・県・ほかの医療保険制度からの交付金を財源に、都道府県が財政運営していくことになる。現在、市町村ごとに支払をしている医療給付に必要な費用については、県から市町村に必要額が交付されるようになる。これは県が定める国保運営方針に従って、市町村ごとの国保事業納付金や市町村ごとの標準保険料率、市町村が担う事務の標準化・効率化などについて定めた上で、それに沿って国保を運営していく。

県において県内の国保の医療費や財政の見通しをたて、市町村の保険料の標準的な算定方式に関する事項、徴収の適正な実施に関する事項、保険給付の適正な実施に関する事項、また、医療費適正化、市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項などについて定めることとされており、現在市町村と県において内容の詳細について協議を行っている最中である。

国保事業納付金の仕組みについて説明する。

被保険者が医療機関にかかった場合の保険者が負担する原則7割の給付について、

医療機関は現在、診療報酬請求の形でその費用を国民健康保険連合会という支払業務を行う団体を経由して市町村に請求している。逆に市町村は、この団体を経由して保険医療機関に支払をしてきた。平成30年度以後については、医療機関への支払に、県から市町村に交付される交付金をあてるようになる。県は、国保事業納付金に加えて、国・県・ほかの医療制度からの交付金を財源とし、市町村に交付するようになる。

市町村が県に納める国保事業納付金の財源は、被保険者の方々から納めていただいた国保税となる。国保事業納付金については、県から市町村が支払うべき必要額の提示を受けることとなるが、国保税の料率設定にあたっては今までどおり市町村の判断で決定することとなっている。県内の統一的な標準的税率で設定した場合にどの程度の額になるのか県が提示してくるので、その数値を参考に実際の税率を決めることとなる。

今後の予定として、納付金・標準保険料率、市町村保険料の決定にかかる日程概略についてご報告する。国では、納付金の算定にむけて県・市町村に交付している交付金の考え方について整理している状況である。国の協議の経過をうけ、県と市町村で納付金算定にかかる実質的な検討を加えているところである。納付金の算定にあたってはそれぞれの地域の医療費の水準や所得水準等を加味して、納付金を決定することとなっている。その勘案にあたっては、係数が提示されるが、平成29年10月程度には、国より県に仮係数が提示され、平成29年12月末には確定係数が決定されることとなっている。

県では、12月の確定係数をふまえ、納付金を確定させ市町村に通知するとともに標準保険税率を確定し市町村に通知し、その数字をもとに市町村では保険料の算出をする。審議会でご審議いただく重要事項になるので、予算や条例改正を行い、平成30年3月までに決定していくという流れである。

運営協議会の皆様におかれては最終的な条例改正の前に、情報が入り次第、随時お知らせしながら皆様のご意見を頂戴し、保険料算定を進めてまいりたいと考えているのでご協力をお願いしたい。

会長 質疑を受け付ける。

長谷川委員 診療報酬請求書の再審査については記載がないが、市では行うのか。

事務局 診療報酬明細書の点検や再審査については、今まで通り行っていく。

会長 次に国民健康保険の各種計画の策定について事務局より説明をお願いする。

事務局

第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の策定について説明する。

現在、第2期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針を策定し、国民健康保険の財政の収支均衡に向けて努力しているところである。

策定の目的は、将来にわたって市民が安心して医療を受診できるよう、国保財政の不均衡を改善し、健全化を図る取り組みを、第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針として今回策定したいと考えている。

対象期間は、県の国民健康保険運営方針が平成30年度から平成35年度までの6年間で計画される予定であるため、本市の国民健康保険事業運営健全化指針もそれに合わせ、平成30年度から平成35年度までの6年間とし、平成33年度からの後半の3年間に向け平成32年度には見直すこととしたいと考えている。

経過及び背景であるが、本市では、国保財政の不均衡を改善し、将来にわたり市民が安心して医療を受診できるよう、平成18年度に「会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針」を策定し、平成19年度から現在に至るまで、改定を繰り返し、国保財政の健全化に取り組んできた。しかしながら、平成19年度以降も一般会計からの法定外繰入れを余儀なくされており、今後も継続して国保財政の健全化を図っていく必要がある。

また、平成30年度からの県国民健康保険運営方針において、財政運営の基本的な考え方を、「必要な支出は当該年度の国保税と国庫負担等でまかなうことにより収支が均衡できるよう運営していくことが重要であり、決算補てん等を目的とした法定外の一般会計繰入などについては、段階的に解消・削減する必要がある。」としている。

これらのことから、平成30年度以降の国保事業の運営方針として第3期健全化指針を策定し、国保財政健全化の取り組みを継続したいと考えている。

今後のスケジュールについては、本日策定について報告させていただいたが、今後事務局で原案の策定作業をし、平成29年度中には運営協議会の皆様に諮問させていただきたい。

次に、第3期会津若松市特定健診等実施計画・第2期会津若松市保健事業実施計画（データヘルス計画）の策定について説明する。

目的については、第2期特定健康診査等実施計画及び第1期データヘルス計画（保健事業等実施計画）の期間が平成29年度をもって終了することから、これに続く計画を策定し、引き続き、被保険者の生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活の質の維持、向上を図るとともに、医療費適正化を図ることを目的とする。

計画の位置付けであるが、特定健康診査等実施計画の策定は、高齢者の医療の確保

に関する法律第19条の規定により、市町村の義務とされている。保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものである。

また、データヘルス計画、保健事業実施計画については、国民健康保険法第82条第4項に基づく保健事業の実施等に関する指針と呼ばれるものであるが、保険者がレセプト、診療報酬明細書と呼ばれるものであるが、そのデータを分析し、重点的に取り組むべき課題や目標を明らかにすることで、特定健康診査等実施計画をPDCAサイクル、つまりプラン・ドゥ・チェック・アクションのPDCAサイクルという自分たちの行った事業を評価しながら改善していく方法に沿って、効果的、効率的に実施できるよう策定するものである。

策定については、現行の計画は、それぞれ別の計画として策定しているが、どちらも、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的としており、データヘルス計画（保健事業実施計画）は、特定健康診査等実施計画をPDCAサイクルに沿って効果的、効率的に実施できるよう策定していることから、次期計画については、両方の計画を一体的に策定したいと考えている。

対象期間は、こちらも平成30年度から平成35年度までの6年間とし、平成33年度から後半の3年間に向け、平成32年度に見直したい。

今後のスケジュールであるが、先ほどの計画と同様、本日計画策定について報告させていただいた。事務局で原案を策定し、平成29年度中には運営協議会の皆様に諮問させていただきたいと考えている。説明は以上である。

会長 質疑を受け付ける。

筒井委員 次年度からデータヘルス計画の見直しが行われるとのことだが、特定健診等実施計画について歯科の項目が2項目入るとのことだが、それは今後どのようなようになるのか。

事務局 特定健診の問診項目の中に平成30年度から歯科の項目が入る件かと思われるが、その件については、健診録に入れるよう準備をすすめていく。

筒井委員 その結果がレセプトデータとリンクするなど考えられるのか。

事務局 直接リンクする形にはならないと思われる。

平林委員 健全化計画について、実際、増収がないと健全化計画も実行段階に移らないと考える。県でつくる標準税率と保険料率のギャップがでた場合、どうするか。

事務局 現在の健全化指針の内容では、保険税の適正な賦課・徴収、医療費の適正化、健康づくりの取組を継続して行っており、保険税についても2年に1度の改定を行ってきた経過にある。平成30年度から県単位化になり、標準保険料率が示されるが、国保税を賦課・徴収する際の参考数値とし、実際、乖離がでた時にも必要額が納付できるようにしていく。

県単位化に向けてそういった懸念があるので、制度設計としては激変緩和期間として国からの財政支援、具体的には県の交付金だったり、基金の増設などが予定されており、なるべく急激な税率改定等にならないような仕組みとなっている。

白川委員 健全化指針策定の背景に、一般会計からの法定外繰入を余儀なくされており、今後も継続して国保財政の健全化を図っていく必要があるとのことだが、例えば健康保険組合は繰入が非常に難しい。繰入れするということは、かなりの赤字がある、財政的にも厳しいということだが、今後も継続してこの考えをこのまま取り入れていくのか、それとも今回の中には、改善しようという案があるのか。

事務局 健全化を図る取組をどのように図っていくのかということ了指針に定める。国保は特別会計で財政運営をしているが、国保税と国・県と制度上認められている繰入やほかの医療制度からの交付金でまかなうということになっている。市としては予算計上や税率改定する際には、医療費の推計あるいは被保険者の増減の推計を行って必要額として保険税率の決定をするが、予想以上の被保険者の減少や予想以上の医療費の伸びなどのさまざまな理由があり、実際には収支の均衡を保てないということが結果して起こっているの、一般会計からの繰入をせざるをえない状況となっている、それらを解消すべく、今後どのような取組を続けていけばいいのかを今後協議・検討し、第3期の国民健康保険事業運営健全化指針としてまとめてその取り組み内容に沿って健全化を図っていきたいというものである。

白川委員 指針の中に取り入れていくということか。

事務局 そのとおりである。

吉田委員 今の話に関連して、国が一般会計からの法定外繰入の解消を図るようとしている額が全国で2700億円ほどであり、その分住民税などの一般の税金から各市町村が投入している。協会けんぽでは、福島県内12市の協議会に参加しており、私はそのうち6

市まわっている。その中で、ある市は、国から解消する方向が示されているのであれば、金額が大きいので突然次の年から適正な金額にするというのにはあり得ないということで、平成29年度から先取りして行う。早くやればやるほど激変緩和となる。負担は痛みを伴うものになるのでぜひ計画的に、加入者に過度な負担とならないようにした方がよい。そのためには収納率だが、国保は収納率が上がったとは言えまだまだ低い。被用者は給与からの天引きであり、公平な負担という観点からも計画にしっかりと位置づけてもらいたい。

会長 そのほかあるか。

事務局 次回の運営協議会だが、5月12日を予定している。

会長 最後にほかに質問はあるか。

ほかになれば、ここで、私の議長の任を解かせていただく。円滑なるご審議にご協力いただき感謝申し上げます。

上記の会議録が、平成29年4月7日に開催された、平成29年度第1回会津若松市国民健康保険運営協議会の記録に相違ないことを証明するために署名する。

平成 年 月 日

会津若松市国民健康保険運営協議会

会 長

委 員

委 員